

かすみがうら市監査基準 新旧対照表

改正前	改正後
(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第8第3項又は公企法第34条) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること (10)～(15) (略) 2及び3 (略)	(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第9第3項又は公企法第34条) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること (10)～(15) (略) 2及び3 (略)
	<u>附 則（令和8年8月26日決定）</u> <u>この基準は、令和8年9月24日から施行する。</u>